

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年6月18日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都府就労支援事業者機構

(2) 代表者の氏名

鈴鹿 且久

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区六角通大宮西入因幡町112番地の4 更生保護施設盟親内

(4) 定款に記載された目的

本機構は 犯罪者や非行少年(更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。)が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もつて個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成25年6月6日

(文化市民局地域自治推進室)